

WEBセミナー
開催決定

公益通報者保護法改正と内部通報制度・ ハラスメントに関する諸問題への実務的対応

開催概要

日 時 : 令和2年10月1日(木) 午後3時00分～午後5時00分
会 場 : ZOOMウェビナーによるオンラインセミナー
参 加 料 : 無料
主 催 : 弁護士法人三宅法律事務所
後 援 : 宝印刷株式会社
講 師 : 弁護士法人三宅法律事務所

【第1部】 弁護士(元)内閣府消費者委員会事務局参事官補佐 竹村 知己
【第2部】 弁護士 経営法曹会議幹事 黒田 清行
 弁護士 経営法曹会議会員 猿木 秀和

令和2年6月に、公益通報者保護法が改正されました。

内部通報制度は、企業がコンプライアンス経営の推進や安心安全な製品・サービスの提供を通じた健全な事業活動の遂行、企業価値の向上等を図る上で重要な役割を担っています。他方で、実効的な内部通報制度の整備・運用に頭を悩ませている企業は多いのではないのでしょうか。さらに、公益通報者保護法が改正されたことで、今後企業は対応を迫られることとなります。

そこで、第1部では、内閣府消費者委員会事務局参事官補佐として公益通報者保護法の改正に携わった弊社弁護士が、同法の改正概要と、当該改正が企業に与える影響、望ましい対応策について解説します。

また、第2部では、各社の内部通報相談案件において少なくない割合を占める傾向にあるハラスメント案件に関し、本年6月に制定されたいわゆるパワーハラスメント防止法の概要をご紹介するとともに、パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・マタニティハラスメントをはじめとする各種ハラスメントに関する実務的対応について解説いたします。

プログラム

第1部 公益通報者保護法の改正について

1. 改正公益通報者保護法の概要
2. 公益通報者保護法の改正が企業に与える影響と、望ましい対応策
3. 今後の流れ

第2部 ハラスメント案件についての実務的対応

1. いわゆるパワーハラスメント防止法の概要
2. パワーハラスメント案件についての実務的対応
3. セクハラ・マタハラその他新たなハラスメントを含む各種ハラスメントに対する実務的対応

講師のプロフィール

竹村知己	弁護士法人三宅法律事務所	2010	大阪大学法学部卒業
		2012	大阪大学大学院高等司法研究科修了、 司法試験合格
		2013	弁護士登録（66期）、 弁護士法人三宅法律事務所入所（現職）
		2018	内閣府消費者委員会事務局参事官補佐（～2020）
		2020	内閣府消費者委員会事務局委嘱調査員（現職）

黒田清行	弁護士法人三宅法律事務所 経営法曹会議会員（2013～幹事）	1993	司法試験合格
		1994	関西大学法学部卒業
		1996	弁護士登録（48期）、 三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所
		2003	弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任（現職）

猿木秀和	弁護士法人三宅法律事務所 経営法曹会議会員	1999	司法試験合格
		2000	京都大学法学部卒業
		2001	弁護士登録（54期）、 三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所
		2011	弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任（現職）

お申込みのご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらのURLよりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

（ZoomによるWEBセミナーとなります。）

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/roudou.html>

申込期日：**9月22日(火)まで**にお申し込みください。

- (1) お申し込み後、セミナー前日までに登録メールが届きますので、ご登録をお願いします。
- (2) 登録後、セミナー受講招待メールが届きます。
メール内リンク先よりセミナー受講画面にお進みください。

お問い合わせ先

弁護士法人 三宅法律事務所

TEL . 06 - 6202 - 7873（代表） （担当：井村、河口、山尾）

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。
お申し込み多数によりご希望に添えない場合もございます。

ご入力いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。
詳細は弊事務所ホームページ（<http://www.miyake.gr.jp/>）記載の「プライバシーポリシー」をお読みください。